

一般事業主行動計画（第5回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2030年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：育児休業制度・短時間勤務制度等について、制度に対する認識の向上と理解を深めることによって、利用しやすい職場環境を醸成する。

指針1-(1)ウ：「育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施」に対応
＜対策＞

- 2025年4月～ 両立支援にかかわる法制度、社内制度の概要およびその取得手続きの社内広報活動（ホームページ等）の実施

目標2：育児・介護休業法の育児休業制度および子どものための看護休暇制度など「仕事と家庭の両立」の実現のための改善整備（拡充）を図る。

指針1-(1)ウ：「育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施」に対応
＜対策＞

- 2025年4月～ 育児・介護休業法を上回る取扱いの検討開始
- 2027年4月～ 制度改善・拡充
- 2030年3月末 効果検証

目標3：計画期間内に、出産休暇（父親）の取得率を次の水準にする。
・取得率を100%にすること

指針1-(1)イ：「男性の子育て目的の休暇の取得促進」に対応
＜対策＞

- 2025年4月～ 対象者の上司への制度の理解と配慮の呼びかけ

目標4：フルタイム労働者一人当たりの年間平均時間外・休日労働時間を次の水準にする。
・5年間平均16時間未満にする

指針1-(2)ア：「時間外・休日労働の削減のための措置の実施」に対応
＜対策＞

- 2025年4月～ 業務効率化の取り組み内容検討開始
- 2026年4月～ 業務効率化の運用開始
- 2030年3月末 効果の検証、改善内容検討

以 上